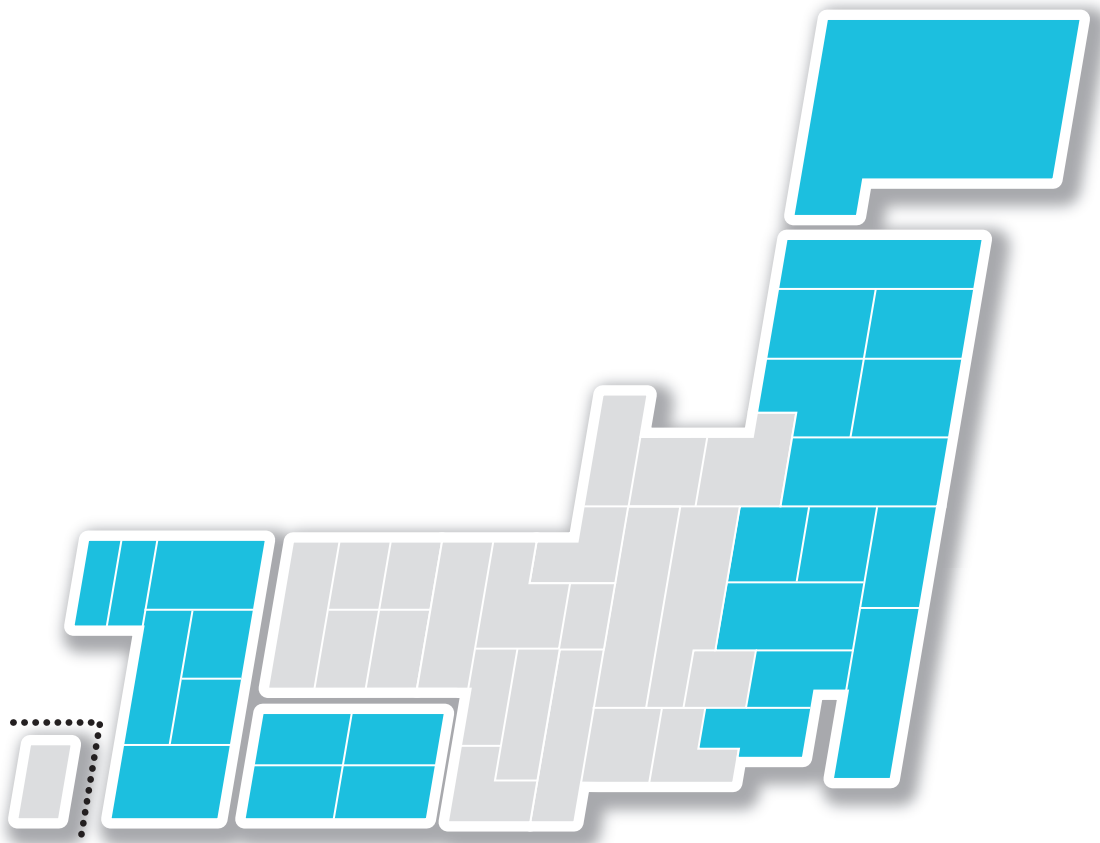

都道府県の事例



事例

都道府県の事例

■ 北海道	．．．．．	P.261
■ 福島県	．．．．．	P.266
■ 東京都	．．．．．	P.269
■ 香川県	．．．．．	P.273
■ 宮崎県	．．．．．	P.277

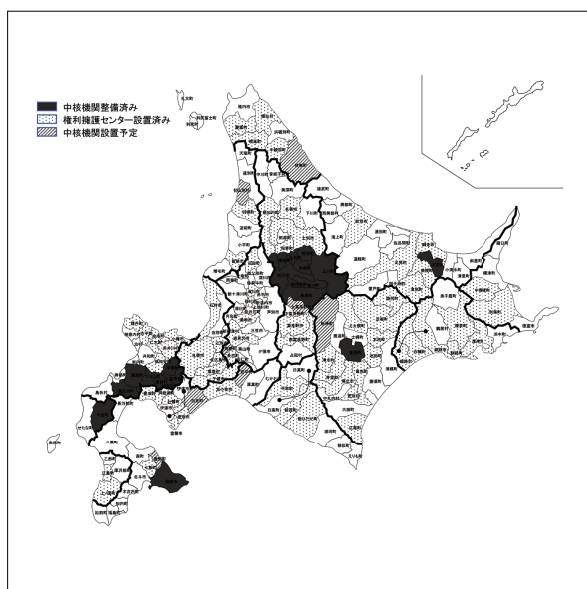
自治体名	北海道	区分	都道府県
キーワード	都道府県、裁判所、社会福祉協議会の連携		

オール北海道（道・高裁・道社協）による市町村支援体制

I. 概要

1. 都道府県概要

管内市町村数	179カ所
人 口	5,272,842人
65歳以上の者の人数	1,650,006人
療育手帳の所持者数	58,283人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	53,168人
成年後見制度の利用者数について	
後見の人数	5,751人
保佐の人数	1,590人
補助の人数	366人
任意後見の人数	81人
日常生活自立支援事業の利用者数	1,185人
市民後見人の養成をしている市町村数	63カ所
養成者数	2906人
受任者数	263人
養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数	743人
県内で法人後見を実施している法人数	71カ所
担い手の状況（受任可能な専門職数等）	
弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士等	
市町村長申立数（平成30年度実績）	259件



目 次

1. 都道府県概要
2. 道、高裁、道社協の「ワーキンググループ」と会議の合同開催
3. 北海道による関係機関の名簿作成と配布
4. 札幌高等裁判所と4つの家庭裁判所の認識共有
5. 北海道社会福祉協議会「成年後見制度推進バックアップセンター」の取組

2. 道、高裁、道社協の「ワーキンググループ」と会議の合同開催

北海道は広大な面積に179もの市町村があり、人口減少や過疎化を背景とした後見人等を受任する専門職不足という課題を抱えています。そのような中、道内に14か所ある総合振興局・振興局（以下、「振興局」）が市町村支援の役割を担っています。（※振興局とは、所管地域において、知事の権限に属する各種の業務を行う機関です。）

北海道全域における取組検討の場として、北海道は「北海道成年後見制度利用促進体制整備連絡調整会議」、北海道社会福祉協議会（以下道社協）は「成年後見制度推進バックアップセンター運営委員会」を有しています。また、札幌高等裁判所は、北海道内の家庭裁判所を代表して、それぞれの会議等に参加しています。

また、北海道と道社協の会議においては、共通の議題の場合は、合同開催することとし、協議を

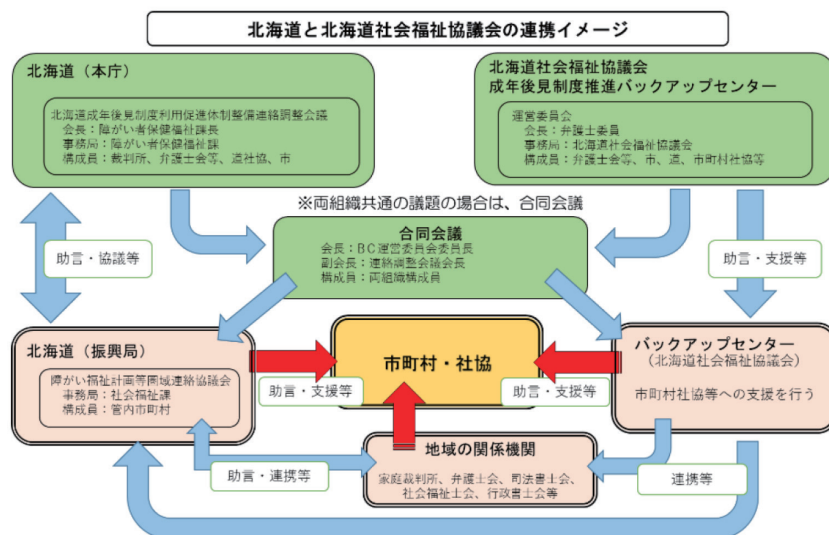
広げていきたいと考えています。

2019年、北海道、札幌高等裁判所の役職者が合意し、少人数で非公式の「ワーキンググループ」を設置、道社協も加わりました。

定期的なワーキンググループにおける話し合いの中で振興局や市町村、社協の支援にむけた取組のプランを描き、協議を進めています。

このように、北海道域に「北海道・高裁・道社協」の連携の仕組みをつくり、連携を主導することで、道内各地でも振興局、家裁、市町村や社会福祉協議会等中核機関が連携し、情報交換や連携がより進みやすくなることが望まれます。

同時に、個々の市町村からの様々な相談に対応するため、道域では北海道、道社協と高等裁判所が連携、各地域では振興局と家庭裁判所が連携し、体制整備を図っています。



3. 北海道による関係機関の名簿作成と配布

北海道では、振興局のエリアと家庭裁判所のエリアが重なっていません。また、市町村が今まで関わるのが少なかった司法関係機関等と連絡が

取りやすいよう、その市町村を担当する裁判所や司法専門職等の名簿を作成し、振興局や市町村に提供しています。

4. 札幌高等裁判所と4つの家庭裁判所の認識共有

北海道では、道内に4つの家庭裁判所（札幌、函館、旭川、釧路）があるため、北海道全域における権利擁護の推進に関する取組については、札幌高等裁判所が関わっています。高等裁判所は各家裁の上級庁となるため、各家庭裁判所に必要な助言を行うことができます。

札幌高等裁判所では、各種協議会等を通じ、4つの家庭裁判所と意見交換を行う中で、市町村との連携等において大きな違いが生じないように、各

家裁の認識の共有につとめています。

家庭裁判所では、実際の後見事件の運用を担っているという観点で、自治体を持ちえない機能・情報を有しているといえます。各地域で成年後見制度の利用促進を図っていくための家庭裁判所と振興局・市町村との連携について、以前から家庭裁判所が市町村との協議を積み上げてきており、旭川市等の事例が1つの参考となります。

（→P.31 北海道旭川市等の事例参照）

5. 北海道社会福祉協議会「成年後見制度推進バックアップセンター」の取組

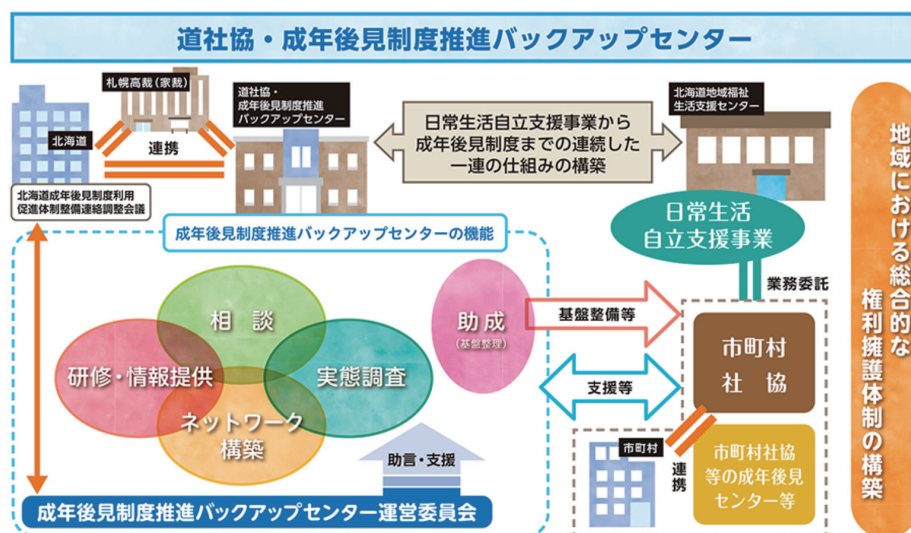
(1) 「成年後見制度推進バックアップセンター」について

北海道において、法人後見実施機関等は2018年4月1日現在、64か所（81市町村）で取組まれており、うち98%は市町村社会福祉協議会が担っています。

このような状況の中、北海道社会福祉協議会では、2019年に従来実施してきた権利擁護体制構築関連事業を再編し、道内市町村社協や関係者、関係機関間のネットワークの一層の充実、中核機関等の立ち上げ支援の一助となる相談支援機能等を

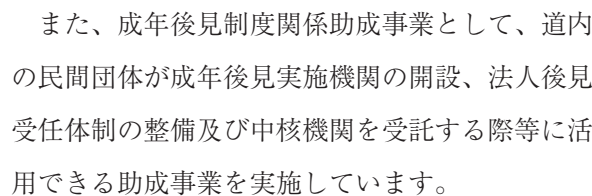
加えた推進拠点として「成年後見制度推進バックアップセンター」を立ち上げました。

北海道成年後見制度推進バックアップセンターは、成年後見事業実施機関や成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置及び、地域連携ネットワークや法人後見受任体制の整備を行う市町村社協や自治体等からの相談に応じています。また、連絡会議や研修、実態調査や情報提供、助成事業等を通じた支援を行うことにより、地域における総合的な権利擁護体制の構築を図っています。



支援に際し、取組み方が不明な市町村や社協への支援ツールとして、北海道社協版「中核機関の設置等に向けた体制整備プロセス」及び「中核機

4. 细胞生长曲线



中核機関等の設置に向けた自治体・社協における体制整備チェックリスト（2019年10月時点）

中核機関等の設置に向けた自治体・社協における

体制整備チェックリスト

（道社協／2019.10.8作成）

項	目	注	備 考
1	理解と意識化		
	①権利擁護・成年後見制度を理解する		
	＊成年後見制度利用促進法、国基本計画を確認した		
	＊「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」、「地域における成年後見制度利用促進に向けた業務のための手引き」を確認した		
	＊中核機関の4つの機能を理解した【イメージ化できた】		
	②地域を理解する（地域資源の理解）		
	＊ニーズ把握の機関等を把握した		
	＊専門職後見の担い手となる法律・福祉専門職や機関を確認した		
	＊市民後見人の養成・登録状況を確認した		
	＊法人後見受任体制の状況を確認した【実施状況の有無】		
	③地域を理解する（ニーズ把握：気づきを促す）		
	＊家庭裁判所（北海道）から利用者件数を確認した		
	＊地域の相談機関や関係機関等から後見支援が必要と思われる対象者を確認した		
	＊対象者の予測した【将来推計】		
1-1	担い手・受け手の準備		
	※担い手・受け手の整備		
	＊市民後見人や法人後見人の担い手・受け手の事前整備はできている		
	＊市民後見人養成講座等を開催し登録している		
	＊法人後見事業の実施機関がある（整備予定である）		
2	中核機関等のイメージづくり		
	④庁内での検討（方向性の確認）		
	＊中核機関等の設置・運営形態を検討した		
	＊設置の区域：「単独」か「広域」かを検討した		
	＊運営の主体：「行政直営」か「委託」かを検討した		
	＊「委託」の場合、4機能すべてを委託するかを検討した		
	＊担い手として、「市民後見人」「法人後見人」をどうするかを検討した		
	＊市民後見人の管理方法として、「講座修了者名簿保管（対応）」もしくは「登録制度」で管理するかを検討した		
	＊市町村長申立てに関する事務を、中核機関に委託するか検討した		
	＊中核機関等の設置時期と場所、予算等について、市町村計画策定も踏まえて検討した		
	＊設置時期と場所を検討した		
	＊予算等について確認した		
	＊中核機関等設置のための設置準備会（委員会）を検討した		
3	具体的な推進方策検討～確定		
	⑤設置準備会（委員会）での検討・確定		
	＊外部関係者を交えた設置準備会（委員会）を設置した		

	＊庁内検討で整理した中核機関等の設置・運営形態を検討・確定した	
	＊庁内連携の再確認を行った【次年度事業計画反映・予算確保】	
	＊確定内容について家庭裁判所等関係機関と調整した	
	＊市民後見に求める役割について検討（調整）した	
	＊市内の成年後見相談の現状を確認した （市内の成年後見に関する傾向を理解することで、中核機関等の体制整備（人員や配置内容等）に反映することができる）	
	＊家庭裁判所とのマッチング内容等に確認した	

参考）ニーズ把握において、必要な人が何人いるか具体的に考えてみる	人数
●本人の判断能力が不十分であるため、消費者被害に遭ったことがある	
●本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない	
●本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの利用契約を理解できず、利用が進まない又は本人が利用を拒否している	
●本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、家族等から経済的虐待を受けている又はその疑いがある	
●本人の判断能力が不十分であるため、家族等から上記以外の虐待（身体的・精神的・性的・ネグレクト等）を受けている又はその疑いがある	
●本人の判断能力が不十分であるにもかかわらず、管理すべき財産が多額（おおよそ1000万円以上）である	
●税金や施設利用料・その他借金等を滞り滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない	
●本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができていない	

（参考：平成29年度「地域における権利擁護体制構築セミナー」における厚労省説明資料より）

出典：北海道社会福祉協議会
成年後見制度利用推進バックアップセンターHPより

担当者より

取組を進めるためには、まずは関係者で集まり、協議する場が必要です。

各組織における権限のある役職者が会い、合意することが、ワーキンググループの設置につながりました。トップの意識を取組にどう向けていくかが重要です。

「オール北海道」としての支援体制を整備しています。広域レベルで連携できないと、市町村レベルでも難しいのではないのでしょうか。



■参考URL 連絡先

北海道保健福祉部福祉局
障がい者保健福祉課
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>
北海道社会福祉協議会成年後見制度推進
バックアップセンター
<http://www.dosyakyo.or.jp/seinenkouken/index.html>
札幌高等裁判所
<https://www.courts.go.jp/sapporo-h/index.html>

自治体名	福島県	区分	都道府県
キーワード	既存の仕組みの活用、家裁との連携、専門職団体の活用		

福島県における家裁との連携と専門職団体を活用した取り組み

I. 概 要

1. 都道府県概要	
管内市町村数	59カ所
人 口	1,895,567人
65歳以上の者の人数	582,675人
療育手帳の所持者数	16,799人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	13,628人
成年後見制度の利用者数について	
後見の人数	1,775人
保佐の人数	341人
補助の人数	70人
任意後見の人数	29人
日常生活自立支援事業の利用者数	674人
市民後見人の養成をしている市町村数	3カ所
養成者数	435人
受任者数	6人
養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数	37人
県内で法人後見を実施している法人数	7カ所
担い手の状況（受任可能な専門職数等）	
全県調査は未実施、専門職は自治体規模によって差がある。	
市町村長申立数（平成30年度実績）	152件

(2019年10月1日時点)



目 次
1. 都道府県概要
2. マニュアル作成のワーキンググループ の設置
3. 利用促進へ向けた事業への取り組み
4. 家裁との連携と専門職の活用

2. マニュアル作成のワーキンググループの設置

成年後見制度利用促進法が施行された2016年度に、福島県の現担当者は異動してきました。国の基本計画がまとまりつつある2017年の1月頃、福島家庭裁判所の職員が来庁され、「今後連携していきたい」と言われたものの、当時はその意味がよく理解できませんでした。

その後、国の基本計画が提示され、県としても取り組みを考えていたところ、市町村長申立マニュアルが新潟県で作成されていると知り、まずは福島県でも市町村長申立マニュアルを作成すべく、ワーキンググループを立ち上げることになりました。

ワーキンググループが立ち上がったのは2017年の8月頃でしたが、その前の6月に福島家庭裁判所主催で“家事関係機関との連絡協議会”が開催されました。そこで参加市町村や専門職団体から、成年後見制度利用促進に関し「市町村に対しどの

ような支援をするのか。どのように取り組んでいくのか」等の発言があったことも、利用促進の取組について考えていく1つのきっかけとなりました。

ワーキンググループの構成メンバーは、県の3つの担当課、取組が進んでいる市、県社協、市社協で、家裁はオブザーバーとして常に3人参加していました。予算をとっていなかったのも、専門職団体は正式に呼べなかったのですが、意見を求めたく1回だけ手弁当で参加をお願いしたところ、各団体とも快く応じてもらえました。マニュアル作成について協議も重ねましたが、ワーキンググループの参加メンバーで、利用促進等を中心に日々実務で感じている課題を共有したりできたことがその後のネットワークをつくっていくことの基礎になったと考えられます。

3. 利用促進へ向けた事業への取組み

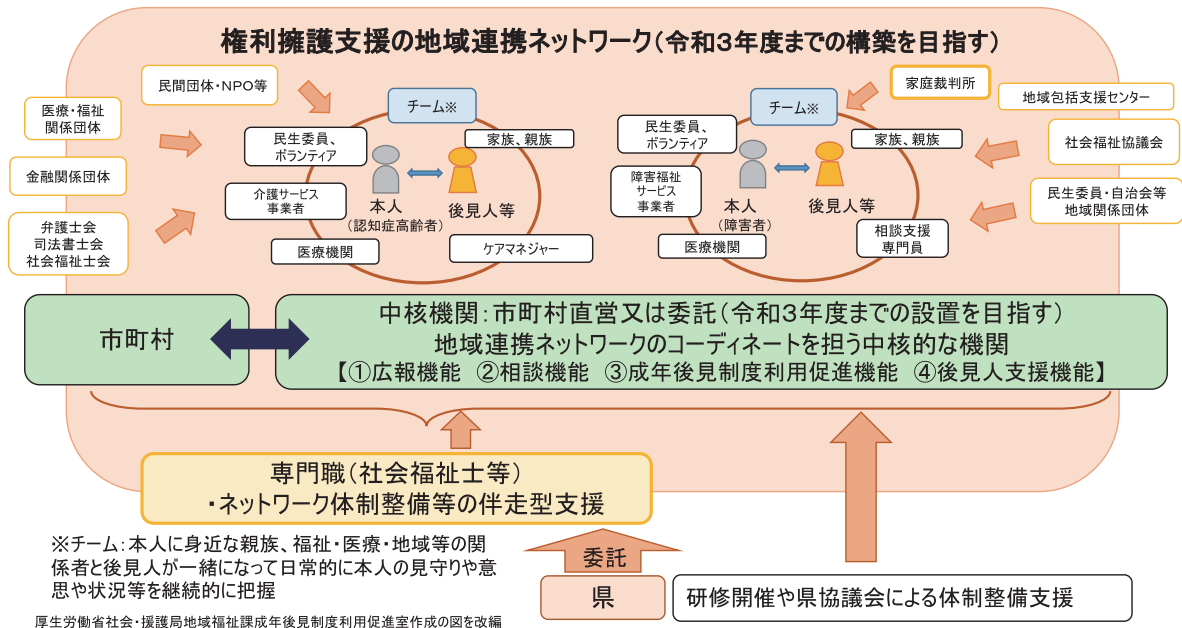
上記のマニュアル作成含め、他県をお手本にした取組しかできておりません。参考になる事業は実施していませんが、当県における事業をご案内します。

マニュアル作成のワーキングをきっかけとして、県でも2018年度から利用促進のための会議を年2回実施したり、市町村向けの研修や一般市民向けのセミナーを行っています。

また、2020年度からは既存の「高齢者虐待防止ネットワーク会議」と、まだ設置要綱がないなかで昨年からは始まっている「成年後見制度利用促進関係の会議」等を統合した会議体を設置予定です。

併せて、社会福祉士等による専門職派遣等を実施し、より市町村を支援できる事業の実施を予定しています。

市町村によって取組状況に温度差があり、非常に進んでいる地域と、まったく手が付けられていない地域があります。やはりその行政に、リーダー的人材がいるかどうかは大きく、県としても支援を入れたいところではありますが、県職員だけでなんとかしようとしても限界があるので、専門職の力を積極的に活用していきたいと考えています。



4. 家裁との連携と専門職の活用

県としても、これまで以上に市町村に出向いていきたいと思っています。ただ、市町村とすると、家裁や専門職団体がまだまだ敷居が高いと感じ、気軽に相談したり連絡できない実態もわかってきているので、そこをうまくつなげる役割を担う必要を感じています。

幸いなことに、福島家裁は本庁も各支部も非常に積極的に行政に働きかけてくれるため、市町村

の職員や社協だけでは難しいと感じる部分については専門職の関与やアドバイザー機能を発揮できる場面をつくることで、それぞれの市町村が取り組みが進むようにと考えています。

身近な地域で見える実践が伝わると、取り組みが進んでいきますので、県としては、見える実践を増やしていくことを目指します。

担当者より

家裁が基本計画公表前に、県を訪ねてきてくれたことは、これまでの自治体と家裁との関係性があったからだと思います。

行政は、人材や予算がなければ、と考えがちですが、逆にそれらがあっても取り組みが進むかどうかは疑問です。

そうであれば、取組事例を増やすための支援を考え、それを市町村に見えるようにしていくことが近道なのかもしれません。



■参考URL 連絡先

福島県保健福祉部高齢福祉課
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/>

自治体名	東京都	区分	都道府県
キーワード	専門職団体との協定、家裁と行政・中核機関・専門職との継続的連絡会		

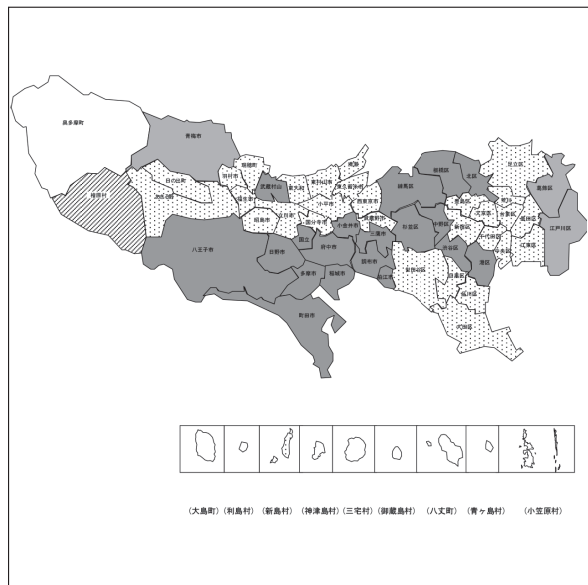
東京都における区市町村支援への取組

I. 概 要

1. 都道府県概要

管内市町村数	62カ所
人 口	13,942,856人
65歳以上の者の人数	3,079,794人
療育手帳の所持者数	91,872人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	121,264人
成年後見制度の利用者数について	
後見の人数	19,997人
保佐の人数	4,130人
補助の人数	1,257人
任意後見の人数	501人
日常生活自立支援事業の利用者数	3,723人
市民後見人の養成をしている市町村数	36カ所
養成者数	1,402人
受任者数	1,030人
養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数	317人
県内で法人後見を実施している法人数	—
担い手の状況（受任可能な専門職等）	
（家庭裁判所名簿登録者数） 弁護士 2039人、司法書士 1305人、社会福祉士 567人、 税理士 222人、精神保健福祉士 46人	
市町村長申立数（平成30年度実績）	1243件

（2019年10月1日時点、一部データを除く）



目 次

1. 都道府県概要
2. 「成年後見活用あんしん生活創造事業」と2020年度（令和2年度）へ向けての取組
3. 家庭裁判所との連携
4. 専門職団体との協定締結

2. 「成年後見活用あんしん生活創造事業」と2020年度（令和2年度）へ向けての取組

東京都では、2005年（平成17年）に「区市町村における成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援することにより、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図ることを目的」として『東京都成年後見活用あんしん生活創造事業』を創設しました。

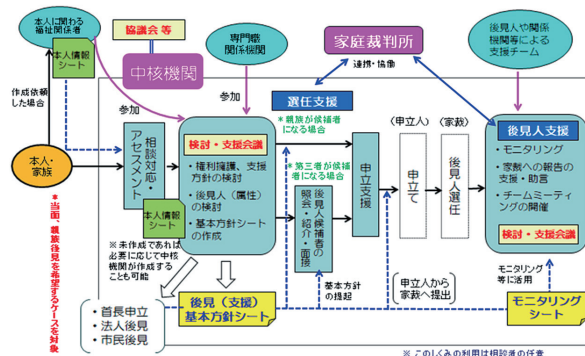
2019年（令和元年）10月の時点で51区市町が「成年後見制度推進機関」（以降、推進機関。多くを区市町村社協が担っている）を設置しています。

東京都においては、この事業で必須事業とされる「成年後見人等の支援」、「地域ネットワークの活用」、「運営委員会の設置」を担う推進機関は、国が示す基本計画における中核機関の機能の相当部分を満たしている、と考えています。

都は、区市町村及び推進機関からの相談への対応や、困難事例等の研究・研修企画運営などを東社協へ委託し、制度の普及やP R、後見人養成の支援を行っています。

また、都では市民後見人を「社会貢献型後見人」と称し、平成17年度からその養成研修を実施してきました。平成26年度以降、区市町村が地域の実情に応じて養成から支援まで担うこととして以降も、養成研修の企画運営を中心的に担う区市町村社協へ、テキストを発行したり、講義資料を提供したり、プログラム案を提示する、などの支援を東社協を通じて行っています。さらに、区市町村等からの相談へ対応できる社会福祉士等の職員や、困難な事例への対応のための専門職（弁護士、司法書士、精神科医、学識経験者等）のアドバイザースタッフの配置、会議の開催や研修、研究会議の企画・開催の事業も、東社協へ委託しています。

《参考》「成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」イメージ図



利用促進法に基づく国の基本計画が示されてからは、東京家裁・東京都・東社協及び三士会で協議を重ね、平成元年4月、「地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」の運用を開始し、東京都のあんしん生活創造事業の新たな補助メニューにも位置付けました。この新たなしくみでは、区市町村（中核機関）ごとに「検討・支援会議」を設置し、「後見（支援）基本方針シート」を作成の上、それを家裁と共有することにより、後見人の選任前から選任、選任後まで、一貫して意思決定支援と身上保護を重視した支援を実現することをめざしています。

また、これまで以上に、成年後見制度に特化した事業ではなく、日常生活自立支援事業等も含めた、判断能力が不十分な方への権利擁護支援のための事業として、都民や関係者に周知しています。

2020年度（令和2年度）は、国のK P I も踏まえ、都のあんしん生活創造事業の新規補助メニューとして、「区市町村体制強化への支援」として、区市町村計画の策定及び進行管理等の助言を受けるために、区市町村が専門職団体へ専門職の派遣を要請する費用を10/10の補助率で実施する予定です。

3. 家庭裁判所との連携

東京都は、人口規模に比して、家庭裁判所の支部や出張所数が全国的に見ても大変少ない地域です。本庁と立川支部、島しょ部に出張所が2か所です。立川支部は、支部といっても全国で4番目に申立件数が多い家裁であり、利用促進法ができるまでは、本庁と立川支部の書式が異なっていたり、運用に違いがみられることが多くありました。

しかし利用促進法が施行されてからは、合同の会議がこれまで以上に多くなり、また、利用する側の立場としての行政や社協、専門職団体からの意見も踏まえ、書式が統一化され、運用に違いがみられないようになってきました。

利用促進法が施行される前から、東京都、または東京家庭裁判所が主催する全体的なネットワークに関わる会議体が年に1、2回開催されていました。

2018年2月頃、東京家裁立川支部から専門職団体（弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会）に、「利用促進法が施行され、基本計画が示されたけれど、家裁は行政と社協の組織の違いもわからない。これからどのように地域と連携して

いけばよいか、ぜひ、間に入って連携の可能性を探る連絡会を開催してほしい」という声かけを行い、まずは家裁と専門職での協議が行われました。そこで、専門職から「区市町村や区市町村社協に声をかけるときには、東京都、東社協に間に入ってもらう方が効果的である」との助言を受けた家裁は、専門職団体を介して、東京都、東社協とやりとりを行いました。

東京家裁立川支部の管轄の30の市町村と市町村社協を対象として、昨年度は5回の連絡会が開催され、次年度以降、家裁の担当者が代わっても継続される予定です。

この立川支部の動きを参考に、本庁からもこの地域における連絡会ができないだろうかと相談をうけた、東京都が主催して同様の連絡会を試行的に2回開催しました。

こうした機会等を重ねることで、家裁と区市町村との連携をより一層推進する必要があります。

4. 専門職団体との協定締結

「2.」の「あんしん生活創造事業」では、区市に設置された推進機関に専門職が運営委員として関与することで、成年後見制度の利用だけでなく日常生活自立支援事業等も含めた支援方針が検討され、地域における権利擁護支援のあり方が広がりました。その実績を踏まえ、より広い権利擁護支援に資する事業として積極的に推進していくためには、制度について専門的知見を有する専門職団体との連携が重要である、との東京都からの

声をきっかけに、東京の3つの弁護士会、リーガ



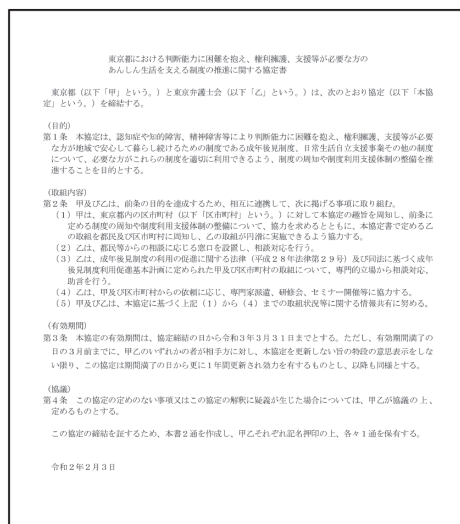
専門職団体との協定締結時の写真

ル・サポート東京支部、東京社会福祉士会の5団体との間で「判断能力に困難を抱え、権利擁護、支援等が必要な方のあんしん生活を支える制度の推進に関する協定」が2020年2月に締結されました。（東京弁護士会との協定を添付、同様の内容で他の4団体とも協定が結ばれました）

専門職団体が独自に区市町村支援について定期的に協議してきた場に、2018年度から、「2」で記述した「新たなしくみ」を検討することと、東京都と東社協も加わることになりました。東京家裁立川支部における連絡会（「3」で記述）の開催が協議に加わった契機でした。この協議の中で、専門職による区市町村への働きかけや、区市町村の実施状況を知ることができ、区市町村に温度差があること、専門職の活用が区市町村の取組を推進している因子になっている地域があることも把握できました。

このような状況を踏まえ、都としても専門職団体との連携を強化することが、区市町村の支援につながると考え、2019年夏から各団体に協定の締結についての打診を始め、翌年2月の締結となりました。

都は、協定締結や成年後見あんしん生活創造事業の区市町村支援策の拡充等により、制度の利用促進に向けた体制整備をより一層支援していきたいと考えています。



東京都における判断能力に困難を抱え、権利擁護、支援が必要な方のあんしん生活を支える制度の推進に関する協定書

担当者より

予算ありきではなく、現場で本当に必要とされていることが何なのかを慎重に考え、バランスよく取組むことが必要だと思います。そのために東京都でもどう家裁や専門職団体と協力し、連携・協働体制を確立していくかが問われていると思います。

成年後見においては本人がメリットを実感できるような制度・運用が必要であり、成年後見制度利用促進法ではそのような方向が目指されたといっていよいと思います。それに東京でもまず取り組んでいきたいと思っています。



■参考URL 連絡先

東京都 福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/joho/soshiki/seifuku/chiiki/index.html>
東京都社会福祉協議会地域福祉部
<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/activity/kenriyogou.html#kouken>

自治体名	香川県	区分	都道府県
キーワード	県単位のネットワーク、中核機関機能の県・市町分担整備		

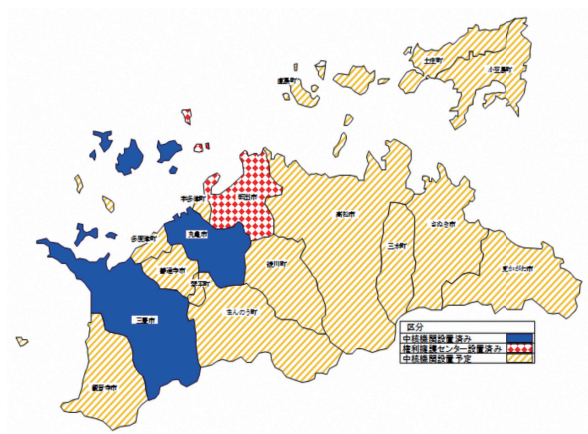
香川県・香川県社協・専門職の連携による広域支援

I. 概要

1. 都道府県概要

管内市町村数	17カ所
人 口	982,230人
65歳以上の者の人数	301,394人
療育手帳の所持者数	7,725人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	6,386人
成年後見制度の利用者数について	
後見の人数	1,367人
保佐の人数	382人
補助の人数	103人
任意後見の人数	8人
日常生活自立支援事業の利用者数	651人
市民後見人の養成をしている市町村数	4カ所
養成者数	62人
受任者数	9人
養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数	51人
県内で法人後見を実施している法人数	16カ所
担い手の状況（受任可能な専門職数等）	
弁護士、司法書士、社会福祉士 計183名	
市町村長申立数（平成30年度実績）	68件

（2019年10月1日時点、一部2019年の別時点における統計を含みます。）



事例のポイント

- 香川県が始めた市民後見人養成事業がきっかけとなり、かがわ後見ネットワークが発足。現在は専門職団体や県内市町村社協が参画し、香川県社協が事務局となって、専門職の地域担当制による講師派遣や連絡会議の取組を実施。
- 中核機関の整備については、住民に近い市町が「基礎中核」として相談等の機能を担い、県単位のネットワークを活用した「支える中核」が、専門性が必要となる支援等を補完・拡充する考え方で推進。
- 市町への支援については、香川県内17ある市町ごとに異なるアプローチを実施。成年後見制度を必要とする人が制度を利用できる仕組みづくりに向け、市町が着手しやすいポイントを探り、何から始めるかを市町と一緒に考える支援スタイルで実施。

2. 県から始まり専門職の地区担当制につながったネットワークの構築プロセス

香川県における成年後見制度利用促進の体制としては、香川県弁護士会、リーガルサポート香川県支部、香川県社会福祉士会、香川県社会福祉協議会、県内市町の社会福祉協議会で構成される「かがわ後見ネットワーク」による連携が基盤にあります。しかし、現在は強固である連携も始めから充実していたわけではありませんでした。

香川県では、平成19年度から市民後見人養成事業を開始しました。（香川県社会福祉士会に委託）しかし、当時は、市民後見人を養成することが事業の中心で、その後の活動支援まで取り組めていなかったため、市民後見人を養成したものの、誰も受任できていない状況が続いていました。

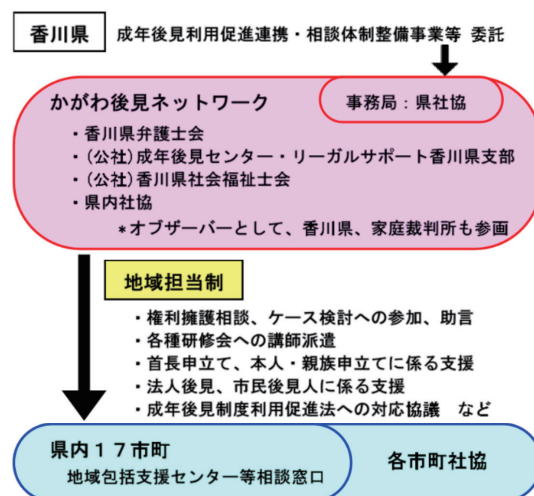
そこで、香川県では、平成21年度にワーキンググループを設置し、市民後見人が活動するためのバックアップ体制の整備について、具体的に協議し始めました。その結果、香川県社協を事務局とし、実務を担う専門職団体、市町社協が参画する「かがわ後見ネットワーク」が構築されました。

かがわ後見ネットワークでは、まず住民等が気軽に相談できる環境を提供するために、専門職による無料相談会を開始しました。そして、無料相談会での経験から、専門職から「県で集約的に、住民等からの相談を受ける仕組みには限界を感じる。ご本人が生活している市町や地域を圏域として、住民や地域包括支援センターなど様々な機関

が専門職に対し、身近に相談できないと意味がない。」という提案がありました。この提案が契機となり、複数の市町を圏域に分け、その圏域ごとに専門職の担当を配置し、研修会への講師派遣や、相談、ケース会議、申立ての場面で専門的な助言を行う「地域担当制」を導入することになりました。

さらに、「地域担当制で専門職を配置しても、名前しか分からなければ、関係機関も相談しにくい。この状況を解消するために、担当圏域ごとで顔合わせの場を作ろう。」という意見があり、市町行政と地域包括支援センター、市町社協、地域担当の専門職が集まる連絡会議が開催されるようになりました。

図表 かがわ後見ネットワークの体制図



（出典：香川県提供資料を一部簡略化）

3. 「基礎中核」と「支える中核」の考え方

香川県では、成年後見制度利用促進法の施行前より、「かがわ後見ネットワーク」の取組を進めてきました。そこで、香川県では、このネットワークを活用し、各市町における中核機関の整備を支援しています。

具体的には、相談やケース検討、後見人支援な

どの場面では、専門的な知見が必要になることも多く、専門職から支援を受ける仕組みが必要になります。しかし、専門職団体と個別に調整し、専門職による支援の仕組みを新規に作ることは、各市町の負担が大きいため、かがわ後見ネットワークの地域担当制を活用することができ、その費用

は香川県からの委託料で賄えることを、各市町に
対して示しています。

各市町は住民に身近な存在であることから、
「基礎中核」として、相談窓口などの対応可能な
取組を進めます。一方で、「かがわ後見ネットワ

ーク」では、「支える中核」として、専門職の知
見が必要となる相談時の助言や人材育成など、各
市町の機能を補完・拡充させる役割を担います。

「基礎中核」を「支える中核」が支援することで、
充実した中核機関の整備が図られます。

図表 香川県における県・各市町の中核機関の機能（「基礎中核」と「支える中核」のイメージ）

機能	各市町	圏域	県
	基礎中核		支える中核（かがわ後見ネットワーク）
広報	○広報 ○ニーズ調査		・講演会等の開催、パンフレット等の作成
相談	○発見・見守り、声かけ	役割①専門職派遣に係る調整	
	○相談 ←		・定例の相談会等に専門職の参加
	○ケース検討・サービス調整 ←		・ケース会議等への参加、助言等 ・必要に応じて専門職による申立相談 ・適切な受任候補者についての協議の場合への参加 ・市民後見人等の調整
利用促進	○後見利用の場合 ・首長申立 ・本人申立、親族申立 ・適切な受任候補者の推薦		
後見人支援	○後見人等への支援 ←		（市民後見人等のフォローアップを含めて） （定期的な相談会等に専門職の参加） ・法人後見支援
運営 イメージ	○基礎中核の運営協議 ○市町内でのネットワーク構築	役割②中核機関等運営支援	○支える中核運営協議会 ○中核機関連絡会議 など
研修 イメージ	○市民後見人等人材養成研修 （社会資源、実務など）	役割③研修会等の開催	○首長申立実務研修 ○市民後見人等人材養成研修 （基礎的な制度等） など

（出典：香川県社会福祉協議会提供資料を一部簡略化）

4. 香川県社協の取り組み方

（1）各市町へのアプローチ

香川県には市町が17つあり、市町ごとにアプロ
ーチの仕方を変えています。その理由として、香
川県社協では、17市町が体制整備に取り組むきつ
かけは17通りすべて違うと考えているからです。

市町それぞれで状況が異なるので、着手しやす
い取組は異なります。そのため、全市町一律の進
め方ではなく、その市町が何に興味、関心を持っ

ているのか把握して、関心事項への支援を実施し
ています。例えば、成年後見制度利用支援事業の
場合もありますし、市民後見人の育成や、専門職
の派遣を受ける事業に興味がある市町もあります。

さらに、アプローチ先は市町行政だけでなく、
市町社協に行くこともあります。香川県社協では
人材育成事業を実施しているので、まずは法人後
見の支援員を養成する取組から始める市町もあり

ます。

このように、それぞれの市町で取り組みやすいポイントが異なるので、押し付けにならないよう、あまり県社協から市町に対して、「こうしましょう」と誘導的に進めないことにしています。

また、中核機関を作ることを目的として伝えるのではなく、国基本計画の考え方である「成年後見制度が必要な人に届く仕組みを作る」ことを重視して、市町として何の仕組みづくりから進めるのがいいのかという問いかけや検討を、市町社協と一緒に進めていくスタイルでアプローチを図っています。

（２）県単位での法人後見の仕組みづくり

（NPO法人後見ネットかがわ）

香川県には、法人後見の仕組みもあります。成年後見制度に関する専門職が団体としてではなく、個人として参画するNPO法人があり、このNPO法人から委託を受けて香川県社協が事務局を担い、法人後見を実施しています。地元の市町社協では受けにくい事案や、簡易な法的課題があるものの継続的な専門職の受任は必要ない事案などを、このNPO法人で受任して、その会員である専門職と地元の市町社協が連携し、法律と福祉の両方の支援を行っています。

担当者より

県内では取組が進んでいる市町も、これからという市町もあります。支援の必要な市町に対してサポートする、押し上げていくという取組をしっかりと進めていきます。

香川県は専門職団体の協力を助けられています。その県の特徴、強みを打ち出していくことが大切だと思います。

香川県内の中核機関は、「基礎中核」と「支える中核」の考え方でスタートしていますが、いつまでもこの形に固執するのではなく、どうやったらもっと良くなるのかを他県の方と話していきたいです。



成年後見制度による権利擁護支援が必要な人の中には、虐待やセルフネグレクトなど法律専門職と福祉専門職、社協の福祉職、地元の市町社協とがペアで動く必要のあるケースがあります。このようなケースに迅速に対応していくため、香川県社協は、単独で法人後見を行うのではなく、専門職と連携しながら全体を調整する役（＝事務局）を担うという仕組みをつくったのです。

法人後見実施のための財源は、後見人等の報酬、香川県からの法人後見支援の事業委託、寄付等で賄われています。

なお、現在、家庭裁判所が地元の市町社協や専門職に打診しても、調整が難しかった事案について、家庭裁判所からの依頼により、このNPO法人が受任するという流れが多くなっています。今後は、この受任の流れについて、事前調整の仕組みを充実させていくことが必要であると考えています。

図表 NPO法人後見ネットかがわ 受任状況

平成 30 年度末		
後 見	18	入所等 15 名、在宅 3 名
保 佐	19	入所等 12 名、在宅 7 名
補 助	3	入所等 1 名、在宅 2 名
未成年	4	施設 2 名、GH1 名、里親 1 名
	44	

（出典：香川県社会福祉協議会提供資料を一部簡略化）

■参考URL 連絡先

香川県健康福祉部長寿社会対策課
TEL：087-832-3270

香川県社会福祉協議会地域福祉課
TEL：087-861-0546

自治体名	宮崎県	区分	都道府県
キーワード	県のアウトリーチ、市町村担当制、メーリングリストの活用		

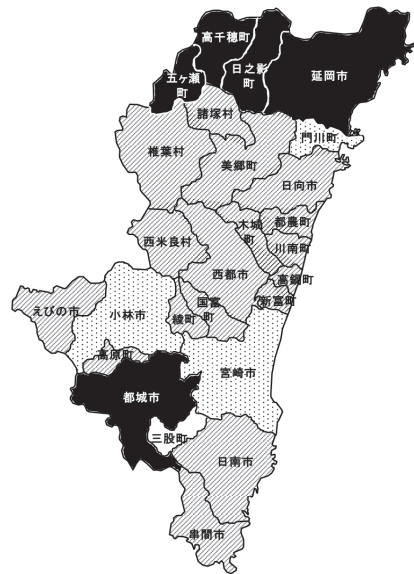
市町村を主体に置いた宮崎県の支援

I. 概要

1. 都道府県概要

管内市町村数	26カ所
人 口	1,095,821人
65歳以上の者の人数	346,552人
療育手帳の所持者数	11,412人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	9,031人
成年後見制度の利用者数について	
後見の人数（※）	1,960人
保佐の人数（※）	448人
補助の人数（※）	96人
任意後見の人数（※）	36人
日常生活自立支援事業の利用者数	707人
市民後見人の養成をしている市町村数	19カ所
養成者数	146人
受任者数	0人
養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数	58人
県内で法人後見を実施している法人数	16カ所
担い手の状況（受任可能な専門職数等）	
弁護士75名、司法書士71名、社会福祉士114名、税理士7名、行政書士25名 計292名	
市町村長申立数（平成30年度実績）	120件

（2019年10月1日時点）
（※印は2019年11月30日時点）



事例のポイント

- 県内4圏域ごとに意見交換会を開催することに加えて、積極的に市町村へ出向き、状況の把握を行っている。
- 一方で、市町村の主体性を重視して、本質を見失わないような後方支援に努めている。
- 情報発信においては、3つのメーリングリストグループを使い分け、必要なところに必要な情報が行き届くような取組を進めている。

2. 宮崎県行政としての位置づけと取組の経緯

宮崎県は、全国と比較して高齢化が進んでいるという状況があります。さらに、認知症高齢者が確実に増えてきていることから、成年後見制度は契約に必要な制度との認識も強く、権利擁護支援を重要施策としての位置付けを行っていました。こうした背景もあり、宮崎県では成年後見制度利用促進法が施行される以前より、取組を進めていました。

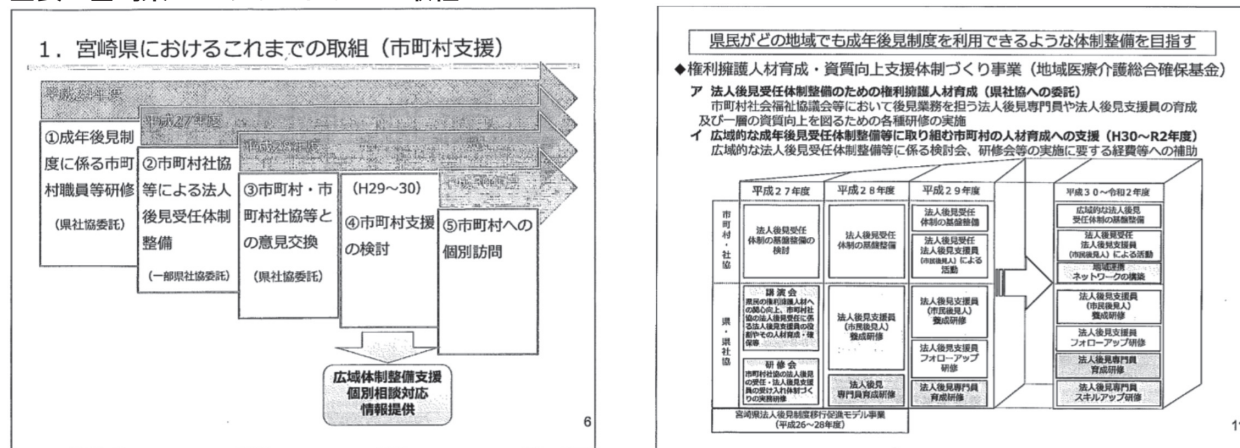
平成24度から具体的な取組を実施しており、宮崎県社協に、具体的な申立手続きなどの成年後見制度に関する相談窓口を開設しました。また、市町村向けや専門職向けの研修も開始しました。

一方で、こうした取組の傍ら、専門職の地域偏在という地域課題が明白であったことから、市町村社協による法人後見を選択肢の一つとして、体制整備を図っていくという考えを持っていました。そこで、平成27年度からは地域医療介護総合確保基金を活用し、将来的な市民後見人育成のビジョンを持ちながらも、まずは法人後見の受任体制整備を権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業という形で進めていきました。

成年後見制度利用促進法が施行された平成28年度以降は、これまでの取組をベースにしながら、引き続き担い手育成を進めるという方針に加え、広報機能や相談機能等を市町村に取り組んでもらうための支援も開始しました。

また、こうした取組の推進にあたっては、継続性の担保が重要であることから、人事異動がなくても事業の引継書を作っています。引継書を作るタイミングでは、5年ぐらいの長期的なロードマップも合わせて作るようにしており、担当している事業ベースでどういうことを今後進めていくべきなのか、見直しのときにどういうことを考えていくのかという課題等を整理した上で、具体的な取組に着手できることも大きいといえます。そして、これらの内容は所属内で共有されることから、組織的な動きとして進めることも可能となっています。

図表 宮崎県におけるこれまでの取組



（出典：令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修・都道府県担当者研修資料）

3. 宮崎県における市町村への支援

(1) 市町村との積極的な意見交換

成年後見制度の利用促進の取組を展開していくにあたって、宮崎県では県単独での考えではなく、市町村の考えを尊重することを大切にしています。そのため、市町村と市町村社協を県内4圏域ごとに集めて、権利擁護人材育成資質向上支援体制づくり事業の説明会と併せて意見交換会を毎年実施しています。さらに、意見交換会は、利用促進全般における各市町村の概況や本人情報シートなどの最新の動向などを伝える機会としても活用しています。そして、意見交換会には、家庭裁判所や専門職もオブザーバーとして参加しており、市町村の実態を把握してもらう場としての側面もあります。

この意見交換会では、具体的に財源と人材の不足という共通の課題が確認できました。また、法人後見の受任体制の整備を進めるという各市町村共通の事項もあり、単独市町村で実施することが難しい場合、近隣市町村と連携して広域で整備するという方策もどうかといった問いかけも、平成28年度当初から進めてきました。こうした土壌もあり、中核機関についても、定住自立圏構想の関係も含め、近隣の市町村と連携で実施するという流れが生まれてきています。

また、意見交換会にはポイントがあります。それは、県内4圏域ごとで実施しているという点です。宮崎県内の市町村は26であるものの、市町村社協まで集めるとなると、52名の大所帯となり、詳しい現状を聞くことや、密に意見交換することは難しい状況になってしまいます。そこで、県の都合ではなく、参加者目線で考え、細かいブロック単位で実施することになっています。

次につなげるため、今後考えてもらいたい内容や動向等を意図的に入れながら実施していますが、これも宮崎県がベースを考え、その後宮崎県社協と協議しながら、最終的に決めていきます。ここでも、県の伝えたいことではなく、市町村が今後につながるために必要なことを設定しているという配慮が見受けられます。

(2) 宮崎県によるアウトリーチ支援

宮崎県では集合型の意見交換会だけでなく、積極的に市町村に対して、アウトリーチを行っています。市町村向けの調査やアンケートをした際には、電話で確認できる場合もありますが、直接市町村に出向いてその内容を確認するといった取組も実施しています。その頻度は、2か月に1回、宮崎県の担当者と市町村の担当者が顔を合わせるくらいの密なものです。この背景として、宮崎県の長寿介護課地域包括ケア推進担当では、市町村担当制を導入しており、権利擁護だけでなく、介護保険の取組なども含めて、担当の市町村に年に数回出向き、市町村の状況を把握し、課題が生じている場合は、自身の担当業務と直接関係がなかったとしても、県の担当課につながっていくことを進めています。こうした訪問を通じて、市町村が力点を入れている分野や全体的な取組の状況を把握でき、そうした中で権利擁護の体制整備はどう

図表 市町村・市町村社協との意見交換

③市町村・市町村社協との意見交換			
・平成28年度より年度当初（5月頃）に県内4地区で、権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業の事業説明会と併せて意見交換会を実施 ・平成30年度より家裁、専門職等がオブザーバー参加し、市町村の取組状況や課題等を共有 ・意見交換会後に体制整備に関する調査を実施し、個別課題等を把握			
年度	説明事項	意見交換の内容	参加者
H28年度	【説明】 ①県内の成年後見制度の利用状況 ②成年後見制度利用促進会の現状 ③法人後見受任体制の整備方針 ④成年後見人材育成等事業への参加意向 ⑤広域連携による法人後見受任体制整備	①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制の整備状況 ④広域連携による法人後見受任体制整備 ⑤専門職等との連携	市町村、市町村社協
H29年度	【説明】 ①県内の成年後見制度の利用状況 ②成年後見制度利用促進会の現状 ③法人後見受任体制の整備方針 ④成年後見人材育成等事業への参加意向 ⑤広域連携による法人後見受任体制整備	①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制の整備状況 ④広域連携による法人後見受任体制整備 ⑤専門職等との連携	市町村、市町村社協
H30年度	【説明】 ①市町村の成年後見制度利用促進状況 ②法人後見受任体制の整備状況 ③成年後見人材育成等事業への参加意向 ④広域連携による法人後見受任体制整備	①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制の整備状況 ④広域連携による法人後見受任体制整備 ⑤専門職等との連携	市町村、市町村社協、大字助産所、介護支援センター、介護保険課、介護保険課、介護保険課、介護保険課
R1年度	【説明】 ①市町村の成年後見制度利用促進状況 ②法人後見受任体制の整備状況 ③成年後見人材育成等事業への参加意向 ④広域連携による法人後見受任体制整備	①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制の整備状況 ④広域連携による法人後見受任体制整備 ⑤専門職等との連携	市町村、市町村社協、大字助産所、介護支援センター、介護保険課、介護保険課、介護保険課、介護保険課

（出典：令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修・）
都道府県担当者研修資料

進めていくかといった、市町村の状態・状況にあった投げかけや助言を行うことができます。

ただし、こうした取組においては、市町村の自主性を第1にという考え方を前提にしています。宮崎県としては協議の場の調整は進めるものの、具体的な協議や進め方は市町村主体で実施してもらうようにします。そして、市町村で協議を始めってもらう際には、「実際、業務の中で今困っていることからスタートしてください」ということを伝えるようにしています。これは、法律や国の基本計画の流れに忠実に沿ったことを伝えても、市町村の職員はなかなか腑に落ちず、逆に困り事から検討してくださいと切り替えてみたところ議論が深まったという経験からの視点です。

また、例えばニーズ調査など、県がまとめて実施すれば効率的なものについても、市町村がそれぞれ主体的に行い、自分の地域がどうなっているかをきちんと把握し、向き合ってほしいとも考えています。ただし、そうした場合でも、他市町村の情報や調査の仕方の助言などの後方支援を行い、市町村が検討に困らないような対応を実施しています。

そして、中核機関の設置についても、市町村の主体性を重視して伝えるようにしています。宮崎

県として、国の考え方は伝えるものの、それを押し付けるような進め方はしません。中核機関を設置することが目的ではなく、また設置してもそれがうまく機能しなければ意味がないので、権利擁護支援という視点で、市町村としてどういう方向で進めていくかを整理し、それを具体的な取組に生かすようにと、いつも市町村に伝えています。

このように、各地区に出向き、本質的な部分は宮崎県から市町村に伝えながらも、市町村の主体性を尊重し、具体的な取組はしっかりとバックアップするというスタイルで市町村支援を進めています。

(3) 家庭裁判所・専門職との連携

平成30年度から、家庭裁判所と三士会が定期的な打合せの機会を設けるようになりました。そこに、宮崎県と宮崎県社協もオブザーバーとして参加し、様々な情報を収集しています。例としては、後見人の監督業務のあり方について、専門職と家庭裁判所の意見交換の状況や視点を確認しています。一見、県や県社協の立場からすると、あまり関係がないテーマに感じるかもしれませんが、次の展開を意識しながら、こうした意見を確認しています。

具体的には、宮崎県として、現在は市町村における法人後見の受任体制整備を進めていますが、将来的にはそこで経験した方を独り立ちさせて、市民後見人につなげたいという構想があります。その際には、専門職や市町村社協が市民後見人の監督人となる可能性もあるので、その研修内容であったり、サポート体制をどう展開していくかの検討の参考にしています。

また、宮崎県の場合、担い手が限られているという現状があります。そのため、専門職の経済的な面も担保していかないと継続性が得られないという認識が強く、専門職と家庭裁判所の監督人に

図表 市町村個別訪問の実績

・初回の協議でおおまかな方向性（広域連携で検討を進める）や全体スケジュールを共有し、決定後はそのスケジュールに沿った協議等を実施 ・各地域の協議の場に、他地域の市町村のオブザーバー参加を調整 【平成30年度実績】			
地域	協議内容等	出席回数	対象市町村
宮崎・東諸県	宮崎・東諸県における広域的な体制整備について	2回	宮崎市、国富町、綾町
延岡・西臼杵	延岡・西臼杵における広域的な体制整備	4回	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
日向・東臼杵	日向・東臼杵における成年後見制度利用促進	2回	日向市、門川町、諸郷村、椎葉村、美郷町
西諸県	西諸県地区における広域的な体制整備	2回	小林市、えびの市、高原町
児湯	児湯地区における広域的な法人後見受任体制整備	3回	森鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
三股町	三股町における成年後見制度利用促進（法人後見受任体制整備）	2回	三股町

※ 県が出席した回数のため、出席回数以上の協議が実施されている地域もある。

（出典：令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修・都道府県担当者研修資料）

図表 家庭裁判所・専門職との連携状況

【参考】家庭裁判所、専門職団体等との連携

	連携状況		
	H29年度	H30年度	R1年度
宮崎県社協	委託業務をベースとした役割分担（会議、調査等の連携）		
宮崎家庭裁判所	家裁本庁・支部別、市町村別の成年後見制度に係る調査協力		
	家裁が専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）と実施する打ち合わせにオブザーバー参加		
	家裁主催の連絡会議への参加、県内の取組説明		
	各市町村の取組状況の情報共有		
専門職団体、大学等	各団体主催のセミナー等へ後援、参加（県内状況の報告）		
	各団体会員向け研修において県内市町村の取組状況報告		

（出典：令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修・都道府県担当者研修資料）

についての議論を耳にしながら、そこから、現在の宮崎県内の市町村の成年後見制度利用支援事業は、監督人の報酬が助成の対象外であるという課題の把握にもつながりました。

そして、市町村へのアプローチについて、家庭裁判所と連携することもあります。宮崎県からの投げかけに対して、反応の芳しくない市町村があったことを家庭裁判所と共有したことで、家庭裁判所からのアプローチに切り替えた例があります。日頃から家庭裁判所との情報共有を密にしていることで、家庭裁判所も中核機関の意味合いを理解し、中核機関の設置についても双方で市町村に働きかけるといった共通認識が生まれているからであると考えられます。

担当者より

ターゲットを絞って対応することが重要だと思います。取り組みが進んでいると市町村、そうでないところ、資源が本当に乏しいところとか。

宮崎県の場合、高齢化が他の都道府県より進んでおり、都道府県も、市町村も職員数が減っていく中で、課題に対応しないとはいけません。今後は、さらに厳しくなると考えると、早い段階で手を付けておくことで、将来的な負担、業務的な負担、業務的なコストを減らすきっかけにもなると考えています。



（４）メーリングリストを活用した情報発信方法

宮崎県では、メーリングリストを活用した情報発信も積極的に進めています。そして、リストも３つのグループに分けて、情報に合わせて使い分けをしています。

第１グループは市町村のみのリストです。このグループでは、各市町村の成年後見制度利用促進の担当者を登録していますが、各市町村によっては高齢分野の所属が担当をしていることもあれば、障害分野の所属が担当をしていることも多いので、国の補助金の情報や、県の予算の情報などを一括して送る際に活用しています。第２グループは市町村に加えて、市町村社協と中核機関を含んだ設定にしています。このグループに対しては研修の案内や他市の情報などを共有する際などに活用しています。

第３グループは市町村、市町村社協、中核機関に加えて、家庭裁判所まで加わったリストにしています。このグループでは、例えば国が発信するニュースレターなど幅広く共有した方がよい情報を提供しています。

これらのリストは、利用促進の担当者の情報として登録してもらい、直接情報が行き渡るようにしています。メーリングリストは一度作ってしまえば、あとは発信するだけなので、作る労力に対しての効果が高い発信方法と言えます。

また、必要のない情報が多く送られてくるメーリングリストであると、あまり内容を確認しなくなってしまい、有益な情報があっても見落としてしまう可能性が高くなってしまいます。それに対し、宮崎県では情報によって、グループを使い分けることによって、きちんと必要な人に必要な情報が行き渡る配慮も行っています。

■参考URL 連絡先

宮崎県福祉保健部 長寿介護課 医療・介護連携推進室
地域包括ケア推進担当
TEL：0985-44-2605

